

告示

埼玉県告示第千三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画
下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

川越市大字福田字見入、川島町大字下伊草字下川袋及び大字伊草字下川袋町の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、川越市上下水道局事業計画課、川島町上下水道課及び埼玉県荒川右岸下水道事務所

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十四日から平成二十九年十二月二十八日まで